

## 気象警報発令時の取り扱いについて(改訂版)

対象とする警報は、  
暴風、大雨(レベル3以上)、氾濫(レベル3以上)、土砂災害(レベル3以上)、  
暴風雪、大雪のいずれか1つ以上

### (1) 平常授業期間の気象警報発令時の対応について

①川西市、猪名川町の両方、またはいずれか1か所に警報が発令されているとき  
全生徒は以下のア、イ、ウに従う。

ア 午前7時現在、気象警報が発令されているときは、午前中を臨時休業とする。  
自宅待機すること。午前7時以降、始業時刻までに警報が発令された場合も同様とする。

イ 午前7時以降、午前10時30分までに気象警報が解除された場合、午後の授業を予定通り行う。但し、時間割が変更されることがあるので、当日の全授業の準備をして登校すること。

ウ 午前10時30分現在、気象警報が発令されているときは、一日、臨時休業とする。

②川西市、猪名川町以外に警報が発令されているとき

川西市、猪名川町に居住する生徒は通常授業を受ける。川西市、猪名川町以外に居住する生徒はその居住地に気象警報が発令されているとき、①のア～ウに準じ、公認欠席とする。

### (2) 定期考査期間の気象警報発令時の対応について

本校生が居住する市町(注)に午前7時現在、気象警報が発令されているときは、一日臨時休業とする。この日に予定されていた考査は、考査最終日の翌日に実施する。午前7時以降、始業時刻までに気象警報が発令された場合も同様とする。

(注) 本校生が居住する市町は、毎年度4月に提示する。学年末考査においては、1, 2年生の生徒居住地を対象とする。

記

\*令和8年度 生徒の居住する市町

川西市・猪名川町・伊丹市・西宮市・宝塚市・  
三田市・尼崎市

以上